

## 登校許可証明書の提出について(お願い)

本校では、下記の感染症に罹患した生徒について、学校保健安全法により出席停止(欠席日数に数えない)とし、感染の恐れがなくなるまで休養をとっていただくことになっています。

つきましては、下記の登校許可証明書に医療機関で記入していただき、登校が可能になりましたら、学校へご提出ください。お手数をおかけしますが、よろしくお願いたします。

●『学校保健安全法』で定められた感染症

	感染症の疾病名等	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定するもの)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	治癒するまで出席停止が望ましい
	腸管出血性大腸菌感染症	有症状者は医師において感染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師において感染の恐れがないと認められるまで

※『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなす。

●以下の感染症については、罹患したとしても直ちに出席停止の対象になるということではありません。不明な場合は学校にご相談ください。

その他の感染症	感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症など)、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症 など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が緊急的に措置をとることができる
---------	--	---

さん

保護者様

## 登校許可証明書

【 月 日】からの【診断名】について、

診察の結果、感染の恐れがないものとして、【 月 日】からの登校を許可します。

年 月 日

医療機関名

担当医師名

私印